

# 仕 様 書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、国（農林水産省）が所有する土地に係る令和8年度国有農地草刈業務（滋賀県彦根市、長浜市、守山市、高島市）（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、滋賀県彦根市太堂町太ノ南336番1外7筆における草刈業務及び刈草等の適正な廃棄処分を目的とする。

(草刈を行う土地の表示)

第3条 本業務を行う対象の土地は、以下のとおりである。

不 動 産 の 表 示		地 目	地 積 (㎡)	備 考
番号	所 在 ・ 地 番	公 簿		
1	滋賀県彦根市 太堂町字太ノ南336番1	畑	38	
2	滋賀県彦根市 下岡部町字白塚200番	畑	112	
3	滋賀県彦根市 日夏町字海道ノ上2917番	畑	208	
4	滋賀県長浜市 大路町字下長田279番	畑	647	
5	滋賀県長浜市 余呉町新堂字天道294番	畑	466	
6	滋賀県長浜市 湖北町山脇字山脇172番	畑	646	
7	滋賀県守山市 播磨田町字正五前1553番	田	1,266	
8	滋賀県高島市 安曇川町常磐木字三重生1268番1	畑	76	
計8筆			3,459	

(業務内容)

第4条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 雑草等の除去・集草  
対象地にある雑草の除去等を行うこと。
- (2) 廃棄物の運搬・処分  
本業務における草刈りで発生した刈草及び既に刈り取っている刈草等を集積・搬出し、適正に廃棄処分を行うこと。  
ただし、農地管理の一環として、刈草を機械により農地にすき込むことについては、監督職員に申し出たうえで作業をすることを妨げない。その場合はすき込み作業中の写真も提出すること。
- (3) 不法使用等見受けられた際は、監督職員に報告すること。
- (4) 対象地での作業は午前7時以降とし、午後18時若しくは日没後のいずれか早い時間までに写真撮影を含め終了すること。

(履行期限)

第5条 令和8年8月7日までに実施すること。

(完了報告)

第6条 本業務の報告資料は、次のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 業務写真(着工前、業務中、完了後) 1部

(支払期限)

第7条 発注者は受注者から適法な支払請求書を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

(環境負荷低減の取組)

第8条 環境配慮のチェック・要件化

- (1) 環境関係法令の遵守  
受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- (2) 環境関係法令の遵守以外の取組  
受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- |  |
|--|
| ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。   |
| イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。 |
| ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。  |
| エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。   |
| オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。  |
| カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。   |

(その他)

第9条

- (1) 草刈り作業時や収集及び運搬の際は、対象地内に草刈作業に利用する小型特殊自動車(トラクター等)以外の自動車を侵入させないこと。
- (2) 本業務の実施による公道の汚損及び損傷、あるいは、第三者に被害を及ぼす行為を厳に行わないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施について、疑義が生じたときは担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 写真撮影が指示されているものは、写真画面に撮影日付を表示することとし、業務写真(着工前、業務中、完了後)は同じアングルで撮影すること。